様式第8号(規格 A4)(第8条関係)

景観計画適合チェックシート

(建築物・工作物用)

|  |  |
| --- | --- |
| 景観形成基準 | チェック欄 |
| 項目 | 適用する景 | 基準の内容 |
| 生活 | みどり | うるおい | 歴史 |
| 位置配置 | ● | ● |  |  | 山りょうの近傍にあっては、りょう線を乱さないようにし、尾根からできる限り低い配置とすること。 | □はい　□いいえ□該当なし |
| ● | ● |  |  | 道路等に接する敷地境界線からは、後退した位置とし、オープンスペースの創出に努めること。 | □はい　□いいえ□該当なし |
| ● | ● |  |  | 樹姿又は樹勢が優れた樹木、水辺等が敷地内にある場合には、一体的な整備等を行い、修景に生かせるように努めること。 | □はい　□いいえ□該当なし |
| ● | ● |  |  | 山並み、水辺など遠方に広がる自然の眺望を妨げない位置及び配置とすること。 | □はい　□いいえ□該当なし |
| ● | ● |  |  | 周辺の街並み(集落)、山並み、水辺、田畑などとの調和を意識して配置すること。 | □はい　□いいえ□該当なし |
| ● |  |  |  | 建物が連続している場所では、連続性が確保されるよう配慮すること。 | □はい　□いいえ□該当なし |
|  |  | ● |  | 水辺に面する部分にオープンスペースを設けたり、緑化したりするなど、水辺に配慮した魅力的な空間づくりを行うよう努めること。 | □はい　□いいえ□該当なし |
|  |  |  | ● | 歴史的景観の保全に配慮した配置とすること。 | □はい　□いいえ□該当なし |
| (具体的な配慮事項・配慮できない理由) | ※　(指導事項) |
| 高さ規模 | ● | ● |  |  | 周囲の街並み、樹木及び山並みと調和した高さ及び規模とするよう努めること。 | □はい　□いいえ□該当なし |
|  | ● |  |  | 見晴らし、屋敷林、周辺樹木などの良好な自然景観を阻害しないよう、高さに配慮すること。 | □はい　□いいえ□該当なし |
|  |  |  | ● | 歴史的景観を阻害しないよう、周辺と調和した高さとすること。 | □はい　□いいえ□該当なし |
| (具体的な配慮事項・配慮できない理由) | ※　(指導事項) |

|  |  |
| --- | --- |
| 景観形成基準 | チェック欄 |
| 項目 | 適用する景 | 基準の内容 |
| 生活 | みどり | うるおい | 歴史 |
| 形態意匠 | ● |  |  |  | 周囲の建築物等、背景のスカイライン等の周辺景観との調和及び地域の特性に配慮し、全体的に違和感のない形態とすること。 | □はい　□いいえ□該当なし |
|  | ● |  |  | 位置及び配置と併せ、眺望景観を阻害しない形態及び意匠とすること。 | □はい　□いいえ□該当なし |
|  | ● |  |  | 周辺の自然景観と調和した穏やかな形態及び意匠を基本とし、周辺の山並み等から突出したものとならないようにすること。 | □はい　□いいえ□該当なし |
| ● | ● |  |  | 全体としてまとまりのある意匠とすること。 | □はい　□いいえ□該当なし |
| ● | ● |  |  | 歴史的建造物等が多い地域にあっては、周囲の歴史的景観との調和に配慮した意匠とすること。 | □はい　□いいえ□該当なし |
| ● | ● |  |  | 外壁又は屋上に設ける設備は、露出させないなど、建築物本体及び周辺景観との調和に配慮した意匠とするとともに、可能な限り道路等から見えない位置に設置すること。 | □はい　□いいえ□該当なし |
| ● | ● |  |  | 屋外階段、ベランダ等建築物本体と一体をなすものを設ける場合は、建築物本体との調和に配慮し、繁雑にならないようにすること。 | □はい　□いいえ□該当なし |
| ● | ● |  |  | 道路、河川、公園若しくは鉄道に面し、又は道路、河川、公園若しくは鉄道から見える壁面等は、公共性の高い部分として、その意匠に配慮すること。 | □はい　□いいえ□該当なし |
| ● | ● |  |  | 閃光を発するものや点滅するような過度に明るい照明は使用しないこと。 | □はい　□いいえ□該当なし |
|  |  |  | ● | 歴史的景観を阻害しないよう、建物及び工作物の形態及び意匠に配慮すること。 | □はい　□いいえ□該当なし |
| (具体的な配慮事項・配慮できない理由) | ※　(指導事項) |
| 色彩 | ● | ● |  |  | 不快感を与える色彩又は品位なく際立って派手な色彩とせず、落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観や遠景の自然との調和に配慮した色調とすること。 | □はい　□いいえ□該当なし |
| ● | ● |  |  | 屋外工作物は、建築物本体及び周辺景観との調和に配慮した色彩とすること。 | □はい　□いいえ□該当なし |
| ● | ● |  |  | 別表「推奨色」に配慮していること。 | □はい　□いいえ□該当なし |
|  | ● |  |  | わたらせ渓谷鐵道に面する敷地においては、自然景観の季節の移り変わりを考慮し、木材、石材などの自然素材色を基調とするなど、配慮すること。 | □はい　□いいえ□該当なし |
|  |  |  | ● | 歴史的景観を阻害しないよう、建物及び工作物の色彩に配慮すること。 | □はい　□いいえ□該当なし |
| (具体的な配慮事項・配慮できない理由) | ※　(指導事項) |

|  |  |
| --- | --- |
| 景観形成基準 | チェック欄 |
| 項目 | 適用する景 | 基準の内容 |
| 生活 | みどり | うるおい | 歴史 |
| 素材 | ● | ● |  |  | 周辺景観との調和に配慮した素材を使用すること。 | □はい　□いいえ□該当なし |
| ● | ● |  |  | 汚損や色あせのしにくいものを使用すること。困難な場合は汚損又は色あせにより周辺景観を乱さないよう、経年管理が容易に行えるよう設計段階から配慮すること。 | □はい　□いいえ□該当なし |
| ● | ● |  |  | 光沢のある素材又は反射素材を避け、自然素材を使用するなど、周辺の自然景観と調和した素材の使用に努めること。 | □はい　□いいえ□該当なし |
|  |  | ● |  | 河川、湖沼など、水辺に面する敷地においては、自然景観の季節の移り変わりを考慮し、木材、石材などの自然素材色と共通する色調を基調とするなど、配慮すること。 | □はい　□いいえ□該当なし |
| (具体的な配慮事項・配慮できない理由) | ※　(指導事項) |
| 敷地の緑　化 | ● | ● |  |  | 敷地内においては、植樹及び植栽の配置を考慮し、適宜低木や高木を植栽するなど、積極的な緑化に努めること。 | □はい　□いいえ□該当なし |
| ● | ● |  |  | 必要に応じ建築物等の周囲を緑化し、圧迫感を軽減すること。 | □はい　□いいえ□該当なし |
| ● | ● |  |  | 敷地の境界を囲う場合には、周辺植生との調和に配慮した生け垣とするなど、積極的な緑化に努めること。 | □はい　□いいえ□該当なし |
| (具体的な配慮事項・配慮できない理由) | ※　(指導事項) |
| 電波塔鉄　塔 | ● | ● |  |  | 設置位置又は高さについて、眺望景観を阻害しないよう配慮すること。 | □はい　□いいえ□該当なし |
| ● | ● |  |  | 高さ又は規模は最小限に留め、できる限り小さく、低く、細くすること。 | □はい　□いいえ□該当なし |
| ● | ● |  |  | 色彩は、法令等の制限による場合を除き、原則として背景となる空に溶け込む灰色系などの色とすること。山林などに設置する場合には茶系などの色とするよう配慮すること。 | □はい　□いいえ□該当なし |
| (具体的な配慮事項・配慮できない理由) | ※　(指導事項) |

|  |  |
| --- | --- |
| 景観形成基準 | チェック欄 |
| 項目 | 適用する景 | 基準の内容 |
| 生活 | みどり | うるおい | 歴史 |
| 太陽光発電施設等 | ● | ● |  |  | 高さ、形状及び色彩について、周囲と調和させるよう努めること。 | □はい　□いいえ□該当なし |
| ● | ● |  |  | 太陽光発電施設等の事業区域と隣接する土地との間に十分な緩衝帯を設けること。 | □はい　□いいえ□該当なし |
| ● | ● |  |  | 公共の空間及び施設から望見できる場所には設置しないよう努めること。 | □はい　□いいえ□該当なし |
| ● | ● |  |  | 配置の工夫、植栽、ルーバー等による目隠し、修景などにより目立たないようにすること。 | □はい　□いいえ□該当なし |
| (具体的な配慮事項・配慮できない理由) | ※　(指導事項) |

(別表)　推奨色　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 日本産業規格Z8721マンセル表色系による

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 色相 | 彩度 | 明度 |
| 壁面 | R(赤) | 5以下 | 7以下 |
| YR(黄赤) | 4以下 | 7以下 |
| Y(黄) | 3以下 | 8以下 |
| GY(黄緑) | 2以下 | 8以下 |
| G(緑) | 3以下 | 8以下 |
| BG(青緑) | 3以下 | 9以下 |
| B(青) | 2以下 | 8以下 |
| PB(青紫) | 3以下 | 7以下 |
| P(紫) | 2以下 | 8以下 |
| RP(赤紫) | 4以下 | 8以下 |
| N(無彩色) | － | 全範囲 |
| 屋根 | R(赤) | 5以下 | 5以下 |
| YR(黄赤) | 4以下 | 5以下 |
| Y(黄) | 2以下 | 5以下 |
| GY(黄緑) | 2以下 | 4以下 |
| G(緑) | 2以下 | 5以下 |
| BG(青緑) | 2以下 | 3以下 |
| B(青) | 4以下 | 5以下 |
| PB(青紫) | 3以下 | 5以下 |
| P(紫)～RP(赤紫) | 3以下 | 4以下 |
| N(無彩色) | － | 全範囲 |

1 太枠内の暖色系色相(R・YR・Y)の使用を特に推奨します。

2 木材、天然の石材、漆喰、土、レンガ(土を焼成)など、自然本来の着色されていない色を持つ素材は、これに限りません。

3 企業が定めたコーポレートカラー等については、これに限りません。